

山口県報

令和元年
10月15日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林(二件)(森林整備課).....一
- 公告
指定施業要件の変更予定保安林(岩国市)(森林整備課).....二
- 令和元年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....三
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四
- 選管告示
政治団体の名称等.....四
- 政治団体の異動事項.....四
- 解散等に係る政治団体の名称等.....五
- 資金管理団体の異動事項.....六
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....六

山口県告示第百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣政



一 保安林予定森林の所在場所

岩国市装束町三丁目一〇〇五〇、一〇〇五四、一〇〇五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

装束町三丁目一〇〇五四・一〇〇五五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市多田字樋尾一三五八の一、一三五八の二、一〇一五七、一〇一九〇から一〇

一九二まで、字丸田越一〇一五九、字夏休一〇一八七、美和町波前字たなご一〇〇〇

六、字かくれヶ浴一〇〇〇九、一〇〇一一、字堂ヶ原一〇〇一四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋尾一三五八の一・一〇一五七・一〇一九二・字たなご一〇〇〇六・字堂ヶ原一〇〇一四の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二〇二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

令和元年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町広瀬字白井上ヶ原一四五三の二、字挽固屋一四五四の一、一一四五の四、字梶畑向一四六〇の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町広瀬字竜王一六二、字柱尾一四六〇の二、字沼田原一六七五の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字樋ノ口一三三九二、一三三二〇の二から一三三二〇の四まで、字檜木山一三三九三、錦町大原字尾崎五五二の二、五五二の三、五五三の二、字阿んの上一〇二〇一、字さこの奥一〇二〇二から一〇二〇五まで、字太い原一〇一五の一から一〇一五の三まで、字穴ヶ浴一〇二〇三、字松ヶ平一〇三〇三(次の図に示す部分に限る。)、錦町中ノ瀬字惣田七四七、七四九の一(次の図に示す部分に限る。)、字赤滝一〇六一七の一、一〇六二五、一〇七六四の三、一〇七六四の五、一〇七六五、錦町宇佐郷字五十尻二一九、一二二七、字中ノ原一〇五七、一一〇五八の二、字なめら谷一七三一、一一七三二の一、一一七三四、一一七三五、錦町須川字奥ノ谷三九二六、三九二八の一、三九二八の二、三九三一の一、一三二五〇、錦町宇佐字濟坂一六七七の一、一六八五、字横原一六八〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤滝一〇七六四の三・一〇七六四の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字濟坂一六七七の一、字なめら谷一七三四・一七三五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(一三七) 令和元年度山口県補正予算の要領の公表

令和元年九月山口県議会定例会で議決された令和元年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

令和元年度山口県一般会計補正予算(第2号)

令和元年度山口県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685,719,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
13繰 越 金	1繰 越 金	201,000	1,521	202,521
歳 入 合 計	歳 出 合 計	201,000	685,518,082	685,719,082
2総 務 費	2総 務 費	200,000	35,693,926	35,893,926
3民 生 費	3徴 税 費	200,000	5,541,336	5,741,336
歳 出 合 計	1社 会 福 祉 費	1,000	96,551,298	96,552,298
第2表 債務負担行為補正	歳 出 合 計	201,000	75,209,935	75,210,935
追 加	第2表 債務負担行為補正	201,000	685,518,082	685,719,082

事 項	期 間	限 度	額
庁舎等維持管理事業 の年度を越える工事を 一括契約すること。	令和元年度から 令和2年度まで		430,100千円

(一三八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年十月十五日から令和二年二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称)ドラッグコスモス錦帯橋店
所在地 岩国市岩国二丁目五八六
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 横山 英昭
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 横山 英昭
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和二年五月二十八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、四九一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数 四三台
(二) 駐輪場の収容台数 一〇台

- (三) 荷さばき施設の面積
二七平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日
令和元年九月二十七日

(一三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年五月二十八日山口県公告(一四)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ桜馬場店
所在地 周南市桜馬場通三丁目一六
- 二 意見の概要
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。



山口県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
	氏名	公職の種類				
国民民主党山口県参議院選挙区第1総支部	大内 一也	参議院議員	小田村克彦	山口市中央5丁目8番12号	政治資金規正法第19条の7第1項に係る国会政治団体	平成31、3、11

政治団体の名称	代表者の氏名		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
	氏名	公職の種類				
津島ひろやす後援会	津島 安保	安達	正夫	玖珂郡和木町和木1丁目/番12-1号		平成31、3、28
西村生則後援会	西村 生則	西村 生則	生則	萩市大字紫福2949		平成30、1、22
まちづくり政策委員会	石部 安敏	守谷 淳	淳	山陽小野田市日の出4丁目2番14号		平成31、3、5

山口県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
国民民主党山口県第1区総支部	西嶋 裕作	代表者	西嶋 裕作	大内 一也	平成31、 3、 8
		国会議員関係 政治団体 の区分	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	政治資金規正 法第19条の7 第1項第1号 に係る国会議 員関係政治団 体	
自由民主党徳山支部	友広 巖	代表者	友広 巖	藤井 律子	平成30、 12、 1
		事務所	福田 妙子 周南市東山町 12番40号	有吉 典子 周南市大字栗 屋724	
自由民主党柳井支部	星出 拓也	代表者	井森 浩規	賀原 基和	平成30、 12、 1
		事務所	柳井市姫田2 番1号	柳井市新市沖 5番20号	
自由民主党山口県宇部市第 三支部	篠崎 圭二	代表者	田家 資敏	河原 直美	平成31、 2、 22
自由民主党山口県第一選挙 区支部	高村 正大	代表者	江村 和剛	有田 力	平成31、 1
自由民主党山口県宅建支部	上原 祥典	代表者	浅川 幸則	松村 誠	平成30、 7、 6
池田ゆたか後援会	池田 豊	事務所	防府市惣社町 4番42号	防府市中央町 4番1号	平成31、 2、 21
大西明子後援会	大西 明子	代表者	大西 正勝	西村 皎	平成31、 2、 2、 4
大西倉雄後援会	上田 洋一	代表者	上田 洋一	木下 敬介	平成31、 3、 1
幸福実現党徳山後援会	早稲田祥太 郎	代表者	河井美和子	早稲田祥太郎	平成31、 2、 12
古賀ひろかず後援会	古賀 寛三	代表者	古賀 靖丈	弘実 法造	平成31、 1、 5
しのぎま圭二後援会	前田 勲	代表者	田家 資敏	河原 直美	平成30、 3、 22
税理士による林芳正後援会	中尾 友昭	代表者	中尾 友昭	藤上 博之	平成31、 2、 2

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
なほの克後援会	猶野 克	事務所	宇部市今村北 2丁目2番10 号	平成31、 1
西村まさみ山口県後援会	山内 高史	代表者	安山 泰吾	平成30、 10、 12
日本農業政治連盟山口県支 部	垣村 和彦	代表者	三村 和弘	平成31、 1、 1
日本臨床検査技師連盟山口 県支部	吉本 裕史	代表者	吉本 裕史	平成30、 5、 27
林哲也後援会	岡本 雅	代表者	山野 進	平成31、 12、 20
宮本てるお後援会	川上 和恒	代表者	山根 和人	平成31、 2、 22
村田信二後援会	村田 信二	代表者	長門市東深川 10124の43	平成30、 3、 27
村田弘司後援会	木村 周作	代表者	阿野 泰彦	平成30、 12、 31
山口県歯科技工士連盟	登城 博文	代表者	登城 博文	平成31、 6、 10
山口県日本共産党後援会	福江 俊喜	代表者	川辺 淳二	平成31、 3、 26
山本としあき後援会	山本 敏昭	代表者	山口市大内御 堀6丁目3番 28号	平成30、 2、 17
吉村しのが後援会	吉村 忍	代表者	大高郡周防大 島町大字東安 下庄7800の4	平成31、 3、 26

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規程改正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出
があつた候補等に係る政治団体の名称等、次のとおりである。

令和元年十月十五日

山口県選挙管理委員会 田中 一 監

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県宇部 市第二支部	岡村 糖二	岡村 里見	宇部市大字東須恵3517	平成30、 12、 31
青木晴子後援会	青木 晴子	青木 晴子	9180の39	平成31、 3、 28

令和元年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考(異年月日)
			異動新	異動旧	
伊藤 實	伊藤みのる後援会	公職の種類	山口県議会議員	山陽小野田市	平成31、3、25
猪野 克	なおの克後援会	事務所	宇部市今村北2丁目2番10号	中尾ノ号	” 2、1

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考(資金管理団体でなくならなかつた年月日)
藤村 博美	藤村ひろみ後援会	平成31、2、12
松浦 正人	青眼会	平成30、12、31

いとうたけし後援会	田中 貢造	伊藤 弘	山陽小野田市大字山川2121	平成30、12、31
伊藤みのる応援団	伊藤 實	能見 敏郎	” 大字厚狭120の26	” ”
岡村元昭後援会	下井 洋美	岡村シヅエ	宇部市大字東万倉501	” ”
小林訓二後援会	長富 稔	長富 稔	山口市宮野下3008の1	” ”
青眼会	松浦 正人	馬野 昭彦	防府市千日2丁目6番6号	” ”
青心会労働問題研究所	藤井 智宏	宮本 義宣	宇部市大字際波194の263	” ”
長信正治後援会	塩見 洋四	田中 英也	熊毛郡田布施町大字川西508	” ”
平岡泰彦後援会	平岡 泰彦	平岡 典子	下関市唐戸町2番2号	平成31、2、13
平野和生後援会	平野 和生	平野 和生	大島郡周防大島町大字浮島84	” 3、20
藤村ひろみ後援会	藤村 博美	藤村 茂巳	下関市丸山町4丁目3番10号	” 2、12
藤本尚志後援会	藤本 尚志	藤本 尚志	防府市大字牟礼538の2	平成30、12、31
松浦正人を支える会	阿部 次男	馬野 昭彦	” 千日2丁目6番6号	” ”
松田英二後援会	松田 直規	松田ミユキ	下関市菊川町大字下岡枝/88の4	平成31、3、28
本地妙子後援会	大松 妙子	川畑美佐子	” 赤間町5番4号	” 2、”
山本ともよし後援会	山本 朋由	山本 定	下松市大字来巻320	平成30、4、30
渡辺和彦後援会	風呂本忠彦	神尾 透	岩国市周東町相生3407	平成31、3、17

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年十月十五日印刷
令和元年十月十五日発行

発行人所 山口県庁
山口県知事